

訴 状

2022（令和4）年11月11日

福岡地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士	江	上	武	幸
同	毛	利		倫
同	青	木	歳	男
同	田	上	普	一
同	佐	藤	潤	一
同	鍋	島	典	子

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

不当利得返還・損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金5718万2952円

貼用印紙額 金19万4000円

予納郵券額 電子納付希望

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金5718万2952円及びこれに対する令和4年8月9日から支払い済みに至るまで年3分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び第1項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、平成17年5月1日から令和3年5月31日まで西日本新聞販売店AC●を、平成23年5月1日から令和3年5月31日まで同AC■を、平成26年10月1日から30年11月30日まで同AC▲を経営してきた者である。なお、「AC」とは、「西日本新聞エリア・センター」の略である。
- (2) 被告は、福岡・佐賀・長崎・大分・熊本の九州5県を販売エリアとして、日刊紙「西日本新聞」を発行する株式会社である。

2 事案の概要

本件は、被告が発行する西日本新聞の販売店を営んでいた原告が、販売店経営に必要な部数を超える新聞の仕入れを被告から強いられた結果、経営が困難となり廃業を余儀なくされたため、被告に対し、公序良俗無効、債務不履行・不法行為を原因として不当利得もしくは損害賠償として、平成23年6月1日から令和3年5月31日までの廃業前10年間の押し紙仕入代金5199万2952円と弁護士費用519万円の合計5718万2952円と、これに対する内容証明郵便による請求の翌日である令和4年8月9日から支払い済みまで、民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

3 原告と被告の新聞販売店契約（甲A1～3）

原告と被告の新聞販売店契約書で、現存する契約書は次の三通である。なお、従前の契約書も内容は同一である。

① AC●店

平成24年10月1日付西日本新聞販売店契約書（甲A1）

② AC■店

平成24年10月1日付西日本新聞販売店契約書（甲A2）

② AC▲

平成26年10月1日付西日本新聞販売店契約書（甲A3）

4 送り部数（定数）

原告は、平成17年5月から令和3年5月までの西日本新聞販売店経営期間中に、被告から販売店経営に必要なのない新聞（以下、「押し紙」という。）を供給され、その部数は別紙押し紙一覧表の「押し紙部数（定数－必要部数）」欄記載3万5428部であり、押し紙仕入金額は6571万8552円に及んでいる。

5 販売店の廃業

原告は、平成30年11月30日にAC▲を、令和3年5月31日にAC●とAC■を廃業した。

6 内容証明による請求

原告は被告に対し、令和4年8月5日付内容証明で、不当利得・債務不履行・不法行為に基づき、廃業前10年間の押し紙仕入代金5228万2535円の支払いを求め、上記郵便は令和4年8月8日、被告に到達した（甲A4の1～2）。

なお、上記内容証明により返還を求めた押し紙仕入れ代金は、本訴で返還を求める押し紙仕入れ代金5199万2952円より28万9583円多くなっているが、計算間違いがあったためである。

7 請求権

(1) 公序良俗無効による不当利得返還請求（主位的請求原因）

ア 独占禁止法第19条違反

① 被告は原告に対し、原告が実際に販売している部数（戸別配達部数＋即売部数）を知りながら、正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙（実配数の2%・以下同）を超える新聞を供給し、原告に不利益を与えた。

この行為は、平成11年7月21日公正取引委員会告示第9号「新聞業における不公正な取引方法」（以下、「新聞特殊指定」）の第3項1号本文の「注文部数超過行為」であり違法である。

② 被告は、原告が実際に販売している部数を知りながら、販売店経営に必

要のない新聞の減紙の申出を拒否し、正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙を超える新聞を供給し、原告に不利益を与えた。この行為は、新聞特殊指定第3項1号括弧書の「減紙拒否行為」であり違法である。

- ③ 被告は、前記②の減紙の申出に応じない方法により、原告が実際に販売している部数を知りながら、正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙を加えた部数を供給し、原告に不利益を与えた。この行為は、新聞特殊指定第3項2号の「注文部数指示行為」であり違法である。

イ 独占禁止法違反行為の私法上の効果

- ① 独占禁止法違反行為の私法上の効果は、「その契約が公序良俗に反するとされるような場合」には無効とされると解されている（最高裁第二小法廷・昭和52年6月20日判決）。
- ② 公序良俗違反の具体的な判断基準は、違反行為の目的、態様、違法性の強弱、違法性の明確性、独占禁止法の規制目的が達成できるか否かとされている（東京高裁・平成9年7月31日判決）。
- ③ 被告の原告に対する押し紙行為は、原告の販売店経営に必要な新聞を、優越的地位を濫用し有料で供給するもので、前記公序良俗違反の具体的な判断基準を満たしている。

ウ 小括

よって、被告の原告に対する本件押し紙の供給行為（売買契約）は公序良俗に反し無効である。

(2) 債務不履行（予備的請求原因1）

ア 西日本新聞販売取引契約書（甲A1～3）第10条②の当然解釈

本件新聞販売取引契約書第10条（乙の順守事項）②に、販売店の被告に対する義務として、「特定商取引法に関する法律その他新聞の公正販売に関する諸法規が定める事項を順守する。」との条項が定められている。

「その他新聞の公正販売に関する諸法規」には、独占禁止法第19条に基

づく新聞特殊指定が含まれる。

この条項は、文言上は販売店の被告に対する法令順守義務を定めたものであるが、新聞社である被告が販売店に対し法令順守義務を負うことを当然の前提とした条項であると解される（当然解釈）。

イ 被告の販売店に対する毎月の請求書（甲A4）には、「貴店が新聞部数を注文する際は、購読部数（有代）に予備紙等（有代）を加えたものを超えて注文しないで下さい。本社は、貴店の注文部数を超えて新聞を供給することは致しません。」との記載文言がある。

① これは、昭和39年6月5日39公取第75号の「注文部数の解釈について」（甲B2）と同じ文言であり、実配数に適正予備紙を加えた部数を超えた部数を供給する行為が、特殊指定第3項1号本文の「注文部数超過行為」行為であることを被告が正確に認識していることを示している。

② また、ABC協会はABC部数の信頼性を確保するために、販売店の購読部数を調査することになっている（「販売店公査」という）。被告が請求書に、「実配数（有代）に適正予備紙を加えたものを注文しないでください。本社は、貴店の注文部数を超えて新聞を供給することは致しません。」との文言を記載しているのは、被告がABC協会の会員として、ABC部数の信頼確保の義務と責任を果たしていることをABC協会に対し説明できるようにするためである。

ウ 小括

被告が原告に対し「注文部数超過行為」・「減紙拒否行為」・「注文部数指示行為」の押し紙行為を行うのは、新聞販売取引契約上の「注文部数」を超える部数を供給しない義務の不履行に該当する。

(3) 不法行為（予備的請求原因2）

ア 注文部数超過行為

被告は原告の実配数を認識しているにもかかわらず、原告販売店が実際に

販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙を加えた部数を超過する部数を供給し、注文部数超過行為の押し紙を行った。

イ 減紙拒否行為

被告は販売店に注文部数の自由減の権利の行使を認めず、原告の減紙の申出に応じない方法により、原告販売店が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙を加えた部数を超過する部数を供給し、減紙拒否行為の押し紙を行った。

ウ 注文部数指示行為

被告は販売店に注文部数の自由減の権利の行使を認めず、従来通りの部数を注文させてその注文部数を供給し、注文部数指示行為の押し紙を行った。

エ 小括

新聞社が販売店に対する取引上の優越的地位を濫用して、販売店に押し紙行為をして不利益を与えるのは、独占禁止法新聞特殊指定違反の取締法令違反であると同時に民法上の不法行為に該当する。

8 請求金額

(1) 不当利得返還請求金額

原告は被告に対し、廃業前の10年間の別紙「押し紙」一覧表記載の経営に必要な部数の新聞の仕入れ代金5199万2952円（押し紙部数×仕入単価）を支払った。よって、被告は原告に対し5199万2952円の不当利得返還義務がある。

(2) 債務不履行・不法行為に基づく損害賠償請求金額

ア 被告が本件販売店契約上の押し紙をしない義務を順守しておれば、原告は5199万2952円の押し紙仕入れ代金を支払う必要はなかった。

よって、被告は原告に対し5199万2952円の債務不履行に基づく損害賠償義務がある。

イ 不法行為に基づく損害賠償請求金額

被告の原告に対する押し紙行為は、平成11年告示第3項の三類型すべての「押し紙」に該当する独占禁止法違反の違法行為であり、不法行為責任を免れない。

よって、被告は原告に対し5199万2952円の不法行為に基づく損害賠償義務がある。

9 結論

よって、原告は被告に対し、公序良俗無効による不当利得，若しくは債務不履行・不法行為に基づく損害賠償として、廃業前10年間の「押し紙」仕入れ代金相当額5199万2952円と弁護士費用相当額519万円の合計5718万2952円の支払いと内容証明郵便の送達の日翌日である令和4年8月9日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いを求めて本訴におよぶ。